

成島園ショートステイ 運営規程

第1条(事業の目的)

社会福祉法人緑成会が開設する、成島園ショートステイ(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

第2条(運営の方針)

この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2 この事業の運営に当たっては、保険者、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

第3条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 成島園ショートステイ
- (2) 所在地 山形県米沢市広幡町成島字窪平山2120-5

第4条(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上(常勤・兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上(常勤・兼務)
生活相談員は、利用者又はその家族の相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 医師 1名以上(非常勤・兼務)
医師は、利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- (4) 看護職員 1名以上(常勤・兼務)
看護職員は、利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- (5) 介護職員 7名以上(常勤・専従)
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上(常勤・兼務)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 事務員 1名以上(常勤・兼務)
事務員は、必要な事務を行う。

第5条(利用定員)

事業所の利用定員は、20名とする。

第6条(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容)

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (1) 日常生活の世話及び機能訓練

第7条(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の利用料)

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。(※厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- 2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。
 - (1) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - (2) 食費 日額 1,445 円(朝食 400 円・昼食 525 円・夕食 520 円)
但し、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている限度額とする。
 - (3) 滞在費(多床室) 日額 855 円
但し、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている限度額とする。
 - (4) 理美容代 2,000 円
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 次条の通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎に要する費用は、通常の事業の実施地域を越えて 1km 毎(1km 以下四捨五入) 100 円を徴収する。(厚生大臣が別に定める場合を除く。)
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第8条(通常の送迎の実施地域)

通常の事業の実施地域は、米沢市の区域とする。

第9条(サービス利用に当たっての留意事項)

利用者は、施設利用に当たっては、集団生活の規律と秩序を遵守しなければならない。

第10条(緊急時等における対応方法)

事業所の従業者等は、現に指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第11条(非常災害対策)

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第12条(虐待の防止)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における、虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
- 3 事業者における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- 4 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)を実施することとする。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

第13条(その他運営に関する重要事項)

事業所は、従業者等の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 12 年 8 月 1 日 一部改正 平成 27 年 8 月 1 日 一部改正
平成 15 年 3 月 10 日 一部改正 令和元年 10 月 1 日 一部改正
平成 17 年 10 月 1 日 一部改正 令和 3 年 8 月 1 日 一部改正
平成 18 年 4 月 1 日 一部改正 令和 6 年 4 月 1 日 一部改正
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正